

事務局 (松木局長)	<p>ご起立を願います。 礼。 ご着席ください。</p>
部会長	<p>皆様、おはようございます。本日はご多忙のところ、本部会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それではただいまから、第 719 回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをまずご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、余土地区の森委員さん、潮見地区の寺井委員さんのお二人にお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されておりますとおり、議案書第 1 号から第 12 号まで、12 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。</p> <p>それではまず、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>お手元の審査基準 1 号から 7 号までを整理した調査票がございますので、1 枚目を併せてご覧ください。それでは、ご報告いたします。</p> <p>本件は、第 1 号議案 1 番と第 2 号議案第 2 番で重複いたしますので、併せてご報告させていただきます。</p> <p>本件は、民事執行法による競売のために、平成 28 年 2 月 1 日、松山地方裁判所が担保不動産競売開始決定に基づき、差押えした農地でございます。</p> <p>申請人の芳之内さんは、農地約 83 アールを耕作する兼業農家でございます。</p> <p>自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るために、適格者である旨の地元委員さんの副申書を添え、買受適格証明願が提出されたので、内容を審査し、地元農業委員さんの了承をいただいた上で、専決処理をさせていただきました。</p> <p>なお、本件申請人が買受人になり、あらためて 3 条許可申請書が 9 月 20 日に提出されましたので、第 2 号議案 2 番により、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められましたので、事務処理の迅速化を図るため、地元委員さん承認の上、9 月 21 日に許可とさせていただきましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。ただいま、議案第 1 号につきまして事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請専決処理報告（競売）につ</p>

<p>事務局 (渡部主幹)</p>	<p>いて議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>お手元の審査基準 1 号から 7 号までを整理した調査票がございますので、2 枚目をご覧ください。それではご報告いたします。</p> <p>1 番、本件は第 718 回農地部会におきまして、買受適格証明願専決処理報告をさせていただいた競売にかかる案件でございます。</p> <p>申請者の杉野さんは、農地約 78 アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大をしようとするものでございます。</p> <p>なお、本申請は、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められましたので、事務処理の迅速化を図るため、地元委員さん承認の上、9 月 13 日に許可とさせていただきましたので、ご報告いたします。</p> <p>2 番、本件は、先ほど第 1 号議案で報告いたしました、案件でございます。以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。ただいま、議案第 2 号につきまして事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。次に、議案第 3 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知専決処理報告について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (渡部主幹)</p>	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>1 番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5 条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償として、別件 5 条届出で、小作地解放により、農地を渡すとしております。</p> <p>2 番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5 条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償として、別件 5 条届出で、小作地解放により、農地を渡すとしております</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。ただいま、議案第 3 号につきまして事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>事務局 (藤久次長)</p>	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 4 号、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい。それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 8 月 26 日から 9 月 23 日までに専決処理した案件は 11 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 11 件につきましては、適法な届出となっておりますので、</p>

	<p>それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table border="0"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>9件</td> <td>3,105 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>1件</td> <td>277 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>1件</td> <td>1,374 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。以上でございます。</p>	住宅用地	9件	3,105 m ²	商工業用地	1件	277 m ²	公的用地	1件	1,374 m ²
住宅用地	9件	3,105 m ²								
商工業用地	1件	277 m ²								
公的用地	1件	1,374 m ²								
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第4号につきまして事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>									
委員一同	<p>異議なし</p>									
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、農地法第5条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (藤久次長)	<p>はい。それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成28年8月26日から9月23日までに専決処理した案件は19件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら19件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table border="0"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>13件</td> <td>5,025 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>5件</td> <td>3,478 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>1件</td> <td>971 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。以上でございます。</p>	住宅用地	13件	5,025 m ²	商工業用地	5件	3,478 m ²	公的用地	1件	971 m ²
住宅用地	13件	5,025 m ²								
商工業用地	5件	3,478 m ²								
公的用地	1件	971 m ²								
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま議案第5号につきまして事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>									
委員一同	<p>異議なし。</p>									
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第6号、農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (渡部主幹)	<p>お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、3枚目から併せてご覧ください。</p> <p>1番、譲受人の渡部さんは、農地約140アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p style="text-align: center;">かんあいかい</p> <p>2番、譲受人の社会福祉法人完愛会は、農地約29アールを耕作する社会福祉法人でございます。この度、施設利用者の就労支援事業のため、本申請地を取得しようとするものでございます。</p> <p>なお、本案件は、許可にあたり、例外規定が適用される案件ですので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p>									

3番、4番、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。

譲受人の今井さんは、農地約9アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

5番、譲受人の白石さんは、農地約112アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人の新井さんは、農地約7アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近い本申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

7番、譲受人の一色さんは、農地約44アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人の萩野さんは、農地約246アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人の永田さんは、農地約55アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人の白石さんは、農地約158アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大・安定を図るものでございます。

11番、譲受人の宮崎さんは、農地約154アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人の田中さんは、農地約21アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得するものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

13番、譲受人の室地さんは、農地約318アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

14・15番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。

譲受人の立花さんは、農地約41アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の効率化及び安定を図るものでございます。

16・17・18番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。譲受人の大北さんは、農地約33アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の効率化及び安定を図るものでございます。

19・20・21番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。譲受人の松岡さんは、農地約67アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の効率化及び安定を図るものでございます。

22番、譲受人の俊成さんは、農地約280アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでござ

	<p>います。</p> <p>23番、譲受人の俊成さんは、農地約99アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>24番、譲受人の玉島さんは、農地約122アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>25番、譲受人の桑原さんは、農地約56アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、次に、地元委員さんから補足説明をお願いいたします。</p> <p>まず、2番ですけれども、小野地区でありますので、永田委員さんからお願いをいたします。</p>
永田委員	<p>先程事務局から説明がありましたように、譲受人の完愛会は、就労継続支援B型事業を実施しておりますが、当該申請地において、水稻栽培による就労支援の実施のため、申請に及んだものであります。利用契約者の作業訓練を行い、個々の持っている能力が発揮できるように、支援するとのことで、地元としては了承したわけでございます。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。次に、3番、4番は併用案件となっております。まず、所在地が、久米地区でありますので、安永委員さんからお願いをいたします。</p>
安永委員	<p>それではご説明いたします。先ほど事務局から説明がありましており、譲受人の今井さんは、農地約9アールを耕作する農業者であります。</p> <p>今般、第6号議案3番及び4番の申請地を譲り受け、取得後の耕作面積を30アール以上にして、農業経営の規模拡大と安定を図るものであります。地区審査において営農体制等を確認いたしましたところ、農業経験は60年と豊富であり、また、耕作にあたっては、従来どおりの耕作形態を維持し、積極的に地元農業の発展に協力することから、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。次に、住所地が石井地区でありますので、戒能明久委員からお願いをいたします。</p>
戒能(明)委員	<p>それではご説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたように譲受人の今井さんは、石井地区にお住まいでございます。この度、久米地区の農地を取得し、許可後の経営面積30アール以上として、農業規模の拡大をお考えです。今井さんの住所地の農業委員といたしましては、本件の審査を行ったものであります。農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>

部会長	はい。ありがとうございます。次は、6番ですけれども、久谷地区でありますので、池田委員さんからお願いいたします。
池田委員	<p>それでは、ご説明させていただきます。6番でありますけれども、当申請人の新井さんは、中野町に居住しております。この度、久谷地区にて母親から、農地を借り受け、経営規模の拡大をしたいと申請に及んだものであります。地元において、農業の営農体制、労働力などを確認いたしましたところ、母親からの営農指導を受け、農作業歴も20年と経験豊富でありまして、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては、了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	はい。ありがとうございます。次は、12ページでありますけれども、12番、浅海地区でありますので、田中委員さんからお願いをいたします。
田中委員	<p>はい。先ほど、事務局から説明がございましたように、申請人の田中さんは、約20アールを耕作する農業者でございます。このほど、農地を購入し経営の規模を拡大するとして、申請されました。耕作意欲も十分に感じられ、地元といたしましては、了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議を、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
部会長	はい。ありがとうございます。ただいま、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員さんからの補足説明が終わりました。本件について、ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第7号、農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>はい。それではご説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約25aを耕作する農業者でございますが、この度、自宅を売却し、現在、借家住まいをしていることから、新たに、本申請地へ農家住宅、農業用倉庫を建築したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約25aを耕作する農業者でございますが、昭和38年及び45年当時、居宅敷地が手狭であったことから、農地法の許可を得ず、申請地へ農家住宅、農業用倉庫を増築し、住宅用地として、一体利用していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、議案第7号につきまして事務局から説明がありました。</p>

委員一同	<p>本件について、ご異議等ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>はい。それでは、ご説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、現在借用している資材置場及び駐車場が地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を賃借し、露天資材置場及び駐車場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄北久米駅から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が1,000㎡以上の案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願ったうえで、ご審議をお願いいたします。</p> <p>2番、本件受人は両親と同居し、農地約42aを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を父親より借受け、農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、4番は、併用案件ですので、一括してご説明いたします。本件受人は、乳製品の製造、販売を主な業務とする法人でございますが、商品の細分化への対応並びに品質管理上、現施設では支障があることから、4番で既存施設に隣接する申請地へ、新たな加工工場を建設し、かつ、3番で駐車場及び緑地帯を設置したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が3,000㎡を超えますので、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聞く必要があります。</p> <p>また、1,000㎡以上でございますので、後ほど、3番4番併せて、地元委員さんの補足説明を願ったうえで、ご審議をお願いいたします。</p> <p>5番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を祖父及び両親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。</p> <p>6番、本件受人は、現在、父所有の住宅に居住しておりますが、近日中に移転しなければならなくなったことから、新たに、本申請地を父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄余土駅から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されます。</p>

	<p>7番、本件受人は、土木建設業を主な業務とする法人でございますが、現資材置場が手狭で事業に支障をきたしていることから、新たに、本申請地を賃借し、トラック、鉄管、鉄柱、砂利等の露天駐車場及び資材置場として利用したいとしております</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>なお、「農地法の適用面積は登記簿の地籍による。ただし、著しく相違するときは、実測に基づき、農業委員会が認定したところによる」と規定されており、本件は、申請面積が公簿では706㎡ですが、実測は4,343㎡であり、周辺農地への影響の大きい3,000㎡越えの案件として、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聞く必要があります。</p> <p>また、1,000㎡以上の案件として、後ほど、地元委員さんの補足説明を願ったうえで、ご審議をお願いいたします。</p> <p>8番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、現在借用している資材置場を返還しなければならなくなったことから、新たに、本申請地を取得し、塩化ビニール管、残土等の露天資材置場として利用したいとしております</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、市役所和気支所から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されます。以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。次に地元委員さんから補足説明をお願いします。まず、1番は久米地区でありますので、安永委員さんからお願いをいたします。</p>
安永委員	<p>はい。それではご説明をいたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人の「株式会社 H S ・ J a p a n」は、小坂五丁目におきまして、建設工事業を営む法人であります。</p> <p>今般、露天資材置場・露天駐車場として賃借している福音寺町の土地を急遽返還することになり、代替地を探していたところ、現在の置場からも近く、規模的にも十分な広さが確保できる本申請地を借り受けようと、申請に及んだものであります。</p> <p>周辺農地への被害防止について十分に配慮するとしていることから、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。次に、3番、4番は併用案件となっております。浮穴地区でありますので、南委員さんからお願いをいたします。</p>
南委員	<p>先ほど、先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請者のルナ物産株式会社は、現在、南高井町に事務所と工場を構え、乳製品及びデザート食品の製造・販売を主たる事業とする業者であります。</p> <p>多様化する消費者のニーズに対応するため、今般、現工場と隣接している当該地に新工場を建設し、また露天駐車場を確保するため本申請に及んだものであります。</p> <p>転用の理由、目的ともに適切であり周辺農地への影響も支障がないよう適切に対応されているので、地元としては了承致しました。なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>

部会長	はい。ありがとうございました。次に、7番は新浜地区でありますので、熊田委員さんからお願いをいたします。
熊田委員	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人の「臨海建設株式会社」は、古三津六丁目において土木建設業を営む法人でございます。今般、事業の拡張が順調に進んでいることに伴い、現在賃借している露天駐車場及び露天資材置場が手狭になり、新たな土地を探していたところ、事務所からも近く、県道沿いで、大型車両の出入りもしやすい本申請地を借り受けようと、本申請に及んだものであります。周辺農地への被害防止について十分に配慮することから、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくご説明いたします。</p>
部会長	はい。ありがとうございました。議案第8号につきまして、事務局並びに地元委員さんからの説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、3番、4番、7番につきましては、農業会議の意見を聴いたのち、その他はただちに意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第9号、平成28年度第7号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本日の案件3件の内、使用貸借権の設定が2件、所有権移転の設定が1件となっており、設定総面積は、合計2,733㎡でございます。その内訳は、更新が1筆、新規1筆、所有権移転1筆となっております。</p> <p>番号1の譲り受け人は、約310アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしております。</p> <p>番号2の譲り受け人は、約279アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>番号3の譲り受け人は、約202アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成28年10月17日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	ありがとうございました。ただいま議案第9号について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。

部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第 10 号、農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。この農用地利用配分計画（案）は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第 19 条 3 項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>9 月の農地部会におきまして機構への利用権設定についてこの 9 筆をご審議いただきました。これに関しては平成 28 年 9 月 15 日に市の公告が済み、同日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画（案）について意見を求められております。</p> <p>総面積は合計 11,284 m²、9 筆、全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後に、県が認可し、11 月中旬の公告という流れになっています。そのため、12 月頃神野氏と農事組合法人八反地営農組合に耕作権が設定される予定でございます。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第 10 号につきまして事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 11 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 8 月 26 日から 9 月 23 日までに専決処理した案件は 23 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 23 件つきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第 11 号につきまして事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第 12 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (永野副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>番号3の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。なお、倉庫等の部分について、適用除外となっております。</p> <p>番号4、番号5の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第12号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
白石委員	<p>ある。ちょっと待って。</p>
部会長	<p>はい。白石委員。</p>
白石委員	<p>あの、昨年から聞いておりますけどね。これもう、私が議会選出の中で、会長長いこと。昨年聞きましたら、この、3のところの一番下（備考欄）にありますね。倉庫等部分を除外という。これはあの、相続でいっておりますがね、この相続できておるのを、玉乃井一隆さんと、こういうのを私も2～3か所、見に行きました。そして昨年上がっておるのはね。久谷に10筆ぐらいの内の6筆、それで農道部分を除外というのがありました。その下には針田が4筆ぐらいあったですか。そんな見に行きました。針田も聞きに行きました。農業委員会の卒業生の堀川なんかがおった。聞きに行きました。このね、市長部局に聞いたのは、農業用倉庫部分を除外した場合に、農地扱いで、200㎡以内。農地のままで建った場合は、こういうことが起きるんです。農地で謄本が全部ついとんです。それで、なおかつ、1月1日付で固定資産税は市が払いよんです。市も行政です。これがね、大変なことが起きるんです。市街化区域だったらね、ここら玉乃井一隆さんとかなんか知っております。これ洗地川のあれで、家がガタガタになったところです。知っておりますがね。そこらあたりがね、固定資産税でも倉庫部分を除いたら一番困ることは、違反建築</p>

	<p>物になるんです。この後の方が。親父は、200㎡以内はどうかと言っときますが、200㎡以内は、農業用施設ハウスとか、ね、農業生産性の、これはあのちゃんと出とりますよ。他のも渡しとききましたよ。平成10年から畜産の関係まで、神奈川あたりの都会まで全部農業用施設で扱ってかまんことになっとる。そういうことで、高いところでも都会まで自治省が全部扱ってるんです。そういうことを知らんのですか。ほやから、一番に違反建築物になるんです。それで聞いたのは、市長部局に聞いたのはね。私が、本会議場で聞いたのは、この人が、この一隆さんが、いただいたら、この一隆さんは罪人になるぞと。それで、5年分、地方税があったら5年分、ぶり返すぞと。地方税やったら。現況主義でね。違反建築物5年分持つとって。ずっと親父が死んでからずっと作りよったんやけん。お前が作りよったんやけん。なってくるし、そこが固定資産税宅地並み扱いになるんじゃないですか。いうことになると大変なことになる。全部合わんようになる。農業委員会も行政です。市も行政です。国も全部これ謄本がついとんです。謄本調べましたよ。私。去年外しとるん。10何㎡、90何㎡。なんにも市の謄本どおり、税金掛けとるじゃないか。農地並みに一反、一反、掛けとる。外してないじゃないか。資産税。どういうことですか。これ、農業委員会は。私はね、私が会長長い間しました。全部、農業委員会で扱ったものは、都市計、資産税も全部、国税庁まで合うようにしとったんです。それが合わんから、言いよったんです。去年。今年、調べとんです。全部。そこら答えてください。部会長。</p>
部会長	はい。
白石委員	あなたも行政におったんでしょ。どないするん。罪人で。
部会長	今のあの、白石委員の質問ですけれども。
白石委員	うん。
部会長	これは従来からの質問内容と変わっておりません。
白石委員	そうよ。
部会長	答えは、従来からしておるとおり。ただ、白石委員も折角この質問を出したから、あの、建築基準法も絡めて農地法の扱いを、もう1回だけ事務局さん、説明をお願いします。
白石委員	法務局が正しいのか、年金も何も停止や。
事務局 (藤久次長)	(部会長) よろしいですか。
部会長	はい。
事務局 (藤久次長)	白石委員さん言われたとおりなんです。いわゆる農業倉庫を200㎡未満で建てた場合、農地法は、全くの適法です。何の違反もしておりません。適法な扱い方です。農業委員会としては、何の問題もございません。それと、その土地の税金については、税を所管する課。建築確認につきましては、その建築基準法を所管する課。そこが適切な対応をすればいい。

	<p>いことをございまして、その市長部局のことまで農業委員さんがこの農地部会で、判断するのは逆にいかがなものかというふうに事務局としては考える次第でございます。以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p>
<p>白石委員</p>	<p>それが違うんじゃないが。農業用施設を。いうことで、農業委員会で、都市計画の全部、打ち合わせをしようじゃないか。それで扱いじゃない 200㎡以内は。ということ。統制してないんですよ。ずっと、私が辞めてから。平成 22 年 7 月に私が辞めてからね。してない。よその部じゃないことないよ。みんな、あんた市の職員じゃないか。農業委員会に来とるの。ちゃんと調べとる。打ち合わせしてないが。ほやから分からんようになってしまいよんじゃ。はっきり言うてあげる。今日は。</p>
<p>松下委員</p>	<p>はい。すみません。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。</p>
<p>松下委員</p>	<p>度々ですが、あの、白石委員の言うことがおうとるとのことですが、他法令でもですね、他課に過去に、マッチングして一緒に、セッティングしてみるとやっぱり、どうしても法律上、資産税課とそれから他法令と農業委員会を合わせたらまた、変な問題が出てくるっちゃうのは、ありえるんです。今の白石委員が言うことがたぶん、おうてますよ。だから、白石委員が、ここで、農地部会で、この問題を審議するという事は、不可能なことなんで、あくまでも、次の何かの機会にですね、議会でも言うたことを、チラッと聞きましたけどが。あの、農業委員会は、農地転用の転用するかしないかを求めるとこなんで、ほやけんそれ以上のことをですね、白石委員がいかに調べて、正しい理解、一生懸命調べておるようでしょ。しかし、他の農業委員さんに調べてないことを一人で、ここで事務局をつめても、どうしようもないから、事務局は事務局で、白石委員さんと、それと関係部署と、また、どっかの機会、ゆっくり検討してもらって、結構ですから。同じことをテープレコーダーみたいに、いっつも言いよるんやから、これ。ほやから、それを他の部署でもあるんですよ。どこでも。どこでもあるんですよ。あの、農業委員会だけやないんですよ。建築指導課だけじゃないんですよ。都計法だけじゃないんですよ。それは、教育委員会でも全部ダブったもんがあるんですよ。どこでも。ただ、そういう問題は、行政課としてありますから、そういう意味では、農業委員会で農地転用の場所で、この問題を出されても、私、他の方分かりませんし、結論が出ませんから、それ以降については、今後、適切なる決定をしたいという形のこと、農業委員は農業委員として、これ以上審議できんじゃないですか。だから、それで一応、農業委員会としては、ここで行わなきゃ仕方ない。ただ、行政にはですね、国・県・市との関係も含めて、例えば、市役所の中でも、含めてでも、全部矛盾はあるんですよ。小さな矛盾は。いっつもかっつも、自分が目を皿にして、ミスがないのか、ミスがないかいうて、探し回りよんやから。彼は。ほやから、そういう意味で言うたら、どっかで出てくるんよ。それがひょっとして、農業委員が審議するんじゃないいうことだけは、私の方から、みなさんにも、あれだったら聞いていただいて。あれだったら、農地部会長さんから、これ農地部会の会ですから。そういう意味では、この問題を取り上げるか、取り上げんかいうのは、いっつも言いよるから。やないと、時間取られてしまいますんで。それをあの、農地</p>

	<p>部会長さんなり、あの、事務局の方で、決めていただかんと、こんなことばかり、ズーっと繰り返して、もっと言いたいことたくさんあるんですよ。</p> <p>例えばね、今日でも農業住宅の関係で、審議しよるけどが、農業用住宅の関係で、一般の農業用住宅を一般の普通の方に、転売されとることがだいぶある。調べたら。本当は、こんなことをせないかんじゃないですか。細かい話出して。例えば、市街化区域の中で、例えば、何㎡、前は500ちょっとやったと思いますけど、今、何㎡になっているかとか、そういう大きなことを、やっぱりきちっと、農業委員会として、これから、どういう形でやっていくかということ、やっていくべきなので。もう、他の係りに関係ないことを、この農地部会でやらんとってくださいや。あの、全員で反対しますよ。今の問題については。私の方は、今の意見ですから、みなさんに諮ってください。私の考えが間違つとるか。なんべん言うても分からん。もうこれ、テープレコーダーやから。</p>
部会長	はい。松下委員、貴重な意見ありがとうございました。
松下委員	はい。お願いします。
部会長	あの委員方の、どうか同じような考えを持っておると思うし。
松下委員	はい。
部会長	<p>今後でもありますね、この白石委員があのお話をして、この事務局との個別協議はですね、今後も出てくれば、やりたいと思います。ただ、私が最初、白石委員に言ったのは、この農地部会で、少なくともこの相続税の納税猶予に関する事は、もうすべて、お話をしたはずだし、この部屋においでる、委員さん方ももう、それで納得していただけたものと、私も解釈しておるので、もう一度だけ言いますと、倉庫部分を除外するとかしないとかいう、納税猶予については、意見が出まして、白石委員から意見が出ましても、もう、あの受け付けないと、そういう風なことに、さしていただきますので。</p>
白石委員	いかなのよ。これ。これはね、この人が3,000万も払ってかまんの税金を。
部会長	いえいえ、それは。
白石委員	税額を超すんよ。これが宅地になったら。農地のままじゃったらタダみたいなもんよ。
部会長	いやいや、その話はもうすでに終わつとるはずですよ。
白石委員	知らんのよ。みんなが。税金がね。限度額を超すんよ。
松下委員	ほつとうきや。部会長
寺井委員	異議なし。異議なし。
白石委員	知らんのよ。

部会長	委員さん方も、それでよろしいでしょうかね。
委員一同	はい。(拍手)
部会長	ありがとうございます。 それでは、12号議案につきまして、みなさま方のご意見をお聞きします。そのほか、異議ございませんか。
委員一同	異議なし
部会長	はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案、12件の議案審議はすべて終了いたしました。委員さん方、他に、他の項目で何か、ご意見等ございましたら、お受けします。
委員一同	なし。
部会長	はい。無いようでしたら、事務局から連絡事項があります。
事務局 (永野副主幹)	はい。事務局から、何点か連絡事項がございます。 まず、「松山市農業施策に関する意見書」についてご報告をさせていただきます。 7月末までに、委員さんに今年度の意見書に関するアンケートを提出していただき、御意見を取りまとめ、8月31日に農政部会の企画班の検討会により、意見書の内容を協議し、意見書案を作成しました。 その後、9月15日の役員会に意見書案を諮り、10月3日に第150回農政部会を開催し、ご審議いただき、決定いたしました。 お手元に資料が4種類あると思います。 一つ目は関係法令の新旧対照表です。二つ目は委員の皆様からご提出いただいた意見書アンケートの集計結果です。三つ目は委員の皆様からいただきました御意見を取りまとめたものです。四つ目は意見書になります。 内容は 1. 担い手の育成と支援・就農対策について 2. 有害鳥獣対策の強化について 3. 耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取組みについて 4. 農業所得の向上と安定について という4項目に絞らせていただきました。 意見書の内容については、後で御一読ください。意見書の提出日につきましては、10月21日を予定しています。当日は、会長をはじめ役員で対応してまいります。 なお、意見書に対する松山市からの回答は、来年4月頃にいただく予定で、5月の総会でご報告させていただきます。よろしく申し上げます。 次に今年の委員視察研修についてです。視察研修への参加される方で出欠票を提出していただいていない方は、部会終了後に事務局職員にご提出いただきますようよろしくお願いいたします。 続きまして、農地意向調査について、ご説明をいたします。
事務局 (乃万副主幹)	私の方からは、平成28年度の遊休農地の利用意向調査について、これから説明をさせていただきます。

調査対象といたしましては、6月から9月に実施した利用状況調査（農地パトロール）において、次の様な状況の農地に対して実施します。

- ① 過去1年以上にわたり農作物の作付が行われておらず、かつ今後も農地の維持管理（草刈り、耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みがない農地。
- ② 農作物の栽培は行われているが、周辺と同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地
- ③ 所有者が死亡したり、遠隔地へ転居し、遊休化の恐れがある農地
- ④ 農地中間管理権又は利用権の残存期間が1年以下で遊休化の恐れがある農地

調査方法は、平成28年11月末までに、所有者方に対して、利用意向調査票を送付します。回答期限は、平成29年1月末とします。

固定資産税の課税強化について。平成29年度より、利用意向調査を実施した農業振興地域内の遊休農地において、所有者が農地中間管理機構等への貸付の意思を示さず、又自らも耕作せず、遊休農地のまま放置している場合には、松山市農業委員会が、愛媛県農地中間管理機構と協議をする様に勧告する場合があります。勧告された遊休農地は、固定資産税の課税強化が実施されます。具体的には、固定資産税の評価額が1.8倍となります。

ただし、荒廃している農地は、愛媛県農地中間管理機構の事業規定に定められた農地中間管理権を取得する農地等の基準に適合しない為、勧告は行わない見込みで、平成29年度に固定資産税が上がる遊休農地は、無い見込みです。

前年度は、利用意向調査票に、調査者として地元農業委員さんの名前を入れておりましたが、今年度より、様式から調査者名が削除されたことにより、委員さんの名前は記載いたしません。調査票には事務局の連絡先を記載しておりますので、委員さんに直接、所有者から問合せがあることは、あまりないのではないかと考えております。

利用意向調査をする土地については、事前に委員さんには通知をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上で終わります。

事務局
(松木局長)

私の方から、改正後の農業委員さんの定数等について、説明をさせていただきます。先般の、農地部会の方でご説明をさせていただいたんですけれども、今回ですね、市長部局の方と、何度か話し合いを持ってまいりました。改正後の農業委員さんなんですけれども、一応法律で定められております、上限、松山市の場合、24名なんですけれども、この上限24名ということで、回答をいただきました。その次に、新たに設けられます、最適化推進委員さんなんですけれども、松山市の場合はですね、上限が約90名ということで、この間も説明させていただいたんですけれども、市長部局の方と話していく中でですね、農業委員会事務局の方の力不足だったと思うんですけれども、上限が24名ということになってしまいました。それについては、改正前の農業委員さん48名と同数ということでございます。それと、報酬額につきましては、農業委員さん、そして、最適化推進委員さんが、現在の報酬額月額41,500円については、同額ということで、最終的に回答をいただきました。この定数条例につきまして、12月の議会の方で、議員さんの方で審議していただくんですけれども、その前に、これは役所の通常なんですけれども、パブリックコメントということで、市民の方の意見を聴かないといけないということで、先般10月1日付の広報まつやまの方に、その意見についてというようなことで、載せさせていただきました。この意見につきましては、

本日 10 月 11 日から来月の 11 月 10 日まで、約 1 か月間。この 1 か月の間にですね、松山市民の方の定数条例についての意見を頂くということになっております。そして、そこで何もなければ、12 月の議会で条例を審議していただいた上で、成立ということになります。そして、今後はですね、農業委員さんと推進委員さんの募集について協議をしていかないといけないんですけれども、これについてはですね、市長部局の方には、我々の方から強く言いまして、これまでのやり方というものもありますので、農業委員会の方で、決めさせて欲しいというようなことで、お話をしております。ですので、今後、早い段階で、また委員さん方ですね、協議をしていただきながら、募集要項については、決めていきたいなというふうに思っております。実際の募集についてはですね、今のところ、年明けの 4 月いっぱいにかけての募集になるのかなというふうには思っております。そして募集した委員さんについて、農業委員さんにつきましても、6 月の議会の方で議員さんの、議会の同意を得て、市長が任命をするということになります。同時に一緒に募集をかけました。推進委員さんについてはですね、一番最初の農業委員会の総会の方で、新しく決まりました 24 名の農業委員さんの方で、選任をする、委嘱をするという形になるかと思っております。また、募集要項につきましても、委員さん方に相談しながら決定していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございます。事務局、ほか無いですか。

事務局
(藤久次長)

一点だけかまいませんか。

部会長

はい。

事務局
(藤久次長)

ここのビルが、12 月から耐震工事に入ります。12 月・1 月・2 月、3 か月です。どうなるかと言いますと、短いところで 1m くらい。長いところで 3m。ようは狭くなります。間仕切りの向こうで、工事をすることになりますして、この会が終わりましたら、椅子等並べてみまして、この形でいけるかどうか、試してみたいと思っておりますが、できないようでしたら、学校形式というようなこともお願いしないといけないということなんで、ご了承いただいたらと思います。

委員一同

はい。

部会長

はい。今、事務局から何点か説明がありましたが、これに関しましてのご質問ございますか。

委員一同

なし。

部会長

はい。無いようでしたら、これで本日の農地部会を閉会いたします。

事務局
(松木局長)

来月の部会でございますが、11 月 10 日（木）を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。
ご起立願います。礼。

午前 11 時 38 分閉会

